

## 総合型地域スポーツクラブ『公認指定クラブ制度』

山形県広域スポーツセンター

### (目的)

1. 山形県広域スポーツセンター（以下「県広域 SC」という）が認めた総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）を公認指定クラブとし、支援することにより、住民主体の活動の更なる発展と組織の公益性の向上を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指すことを目的とする。

### (公認指定の要件)

2. 公認指定クラブとなる要件は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 地域に開かれた公益的なクラブであること
  - (2) 自立した運営組織を持つクラブであること
  - (3) 運営方針を明記した規約を持つクラブであること
  - (4) 年間活動計画を持つクラブであること
  - (5) 年間収支計画を持つクラブであること

### (公認指定の申請)

3. 総合型クラブとして公認指定の申請をしようとする団体は、『総合型クラブ公認指定申請書（様式1号）』に次に掲げる書類を添えて、当該市町村生涯スポーツ主管課（以下「市町村」という）に提出する。受理した後、市町村は県広域 SC に提出する。
  - (1) 規約、定款又はそれに相当するもの
  - (2) 設立趣意書その他設立総会の開催に係る資料
  - (3) 役員名簿及び指導者名簿
  - (4) 当年度の事業計画書及び予算書
  - (5) 前年度の事業報告書及び決算書（活動実績があれば）
  - (6) 組織図その他の事務局員、指導者等の配置状況が分かる資料
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める書類

### (公認指定の決定)

4. 公認指定の申請があったとき、市町村と県広域 SC は連携して書類審査及び現地調査等を行い、公認指定の可否について決定する。

公認指定の可否を決定した場合は、速やかにその内容について申請者に通知する。

公認指定クラブとして承認を受けた場合は、県広域 SC から『公認指定証（様式2号）』を発行する。

### (変更の届出)

5. 承認を受けた公認指定クラブは申請時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出る。

(活動状況の報告・確認)

6. 承認を受けた公認指定クラブは、毎年度、指定する日までに、「①総会資料」、「②スポーツ庁アンケート活動実態調査」を市町村に提出する。

市町村や県広域 SC が訪問を実施して活動状況を把握する。

※②についてはスポーツ庁が指定する日まで web 入力

(公認指定の更新)

7. 承認を受けた公認指定クラブは、前項の活動状況の報告書類を提出することにより、次年度の更新の申請とする。

公認指定の更新をした場合は、県広域 SC から『公認指定証 (様式 2 号)』を発行する。

(公認指定の取り消し)

8. 次の各号のいずれかに該当した場合には、市町村と県広域 SC が協議し、当該公認指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により公認指定を受けたことが判明したとき。
- (2) 公認指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 反社会的な行為を行ったとき。
- (4) 市町村又は県のスポーツ関係施設の管理運営に支障がある行為を行ったとき。
- (5) 公認指定の更新を行わなかったとき。(未公認となる)
- (6) その他、市町村と県広域 SC が総合型クラブとして不適当と認めたとき。

(クラブへの指導・助言)

9. 県広域 SC は、承認された公認指定クラブに対し市町村と連携・協働して、次に掲げる指導・助言を行う。

- (1) 財政について (市町村補助事業・委託事業や県及び他団体助成事業の斡旋、推薦等)
- (2) 活動について (研修会開催、人材養成、講師派遣等)
- (3) 運営について (アドバイザー及び担当者派遣、クラブ訪問、広報、HP に情報掲載等)

(登録・認証制度への推薦)

10. 県広域 SC は登録・認証制度への登録加盟を希望するクラブで公認指定クラブとして承認されているクラブを推薦する。登録・認証制度における登録基準⑧として、申請書類⑩ (県広域 SC からの推薦書) を公益財団法人山形県スポーツ協会山形県総合型地域スポーツクラブ協議会に提出する。

(クラブの責務)

11. 承認を受けた公認指定クラブは、市町村及び県広域 SC が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うものとする。

## 総合型地域スポーツクラブ公認指定要件（詳細）

山形県広域スポーツセンター

### （１）地域に開かれた公益的なクラブであること

- ア) 会員を広く一般に募集し、地域住民の誰でも自由に入会や退会ができる
- イ) 地域住民のための目的を持ち活動を行っている
- ウ) 市町村及び地域住民の合意形成ができています
- エ) 非営利団体である

### （２）自立した運営組織を持つクラブであること

- ア) 総会や運営委員会等の議決決定機関がある
- イ) 機関決定された役員組織がある
- ウ) 該当市町村内に運営拠点（事務局）がある
- エ) 活動状況や会計が地域の人々に公開できる

### （３）運営方針を明記した規約を持つクラブであること

- ア) 組織運営の基本原則が規約に明記されている
- イ) 会員の入会、退会、除名について明記されている
- ウ) 指導者について明記されている
- エ) 事故の責任について明記されている

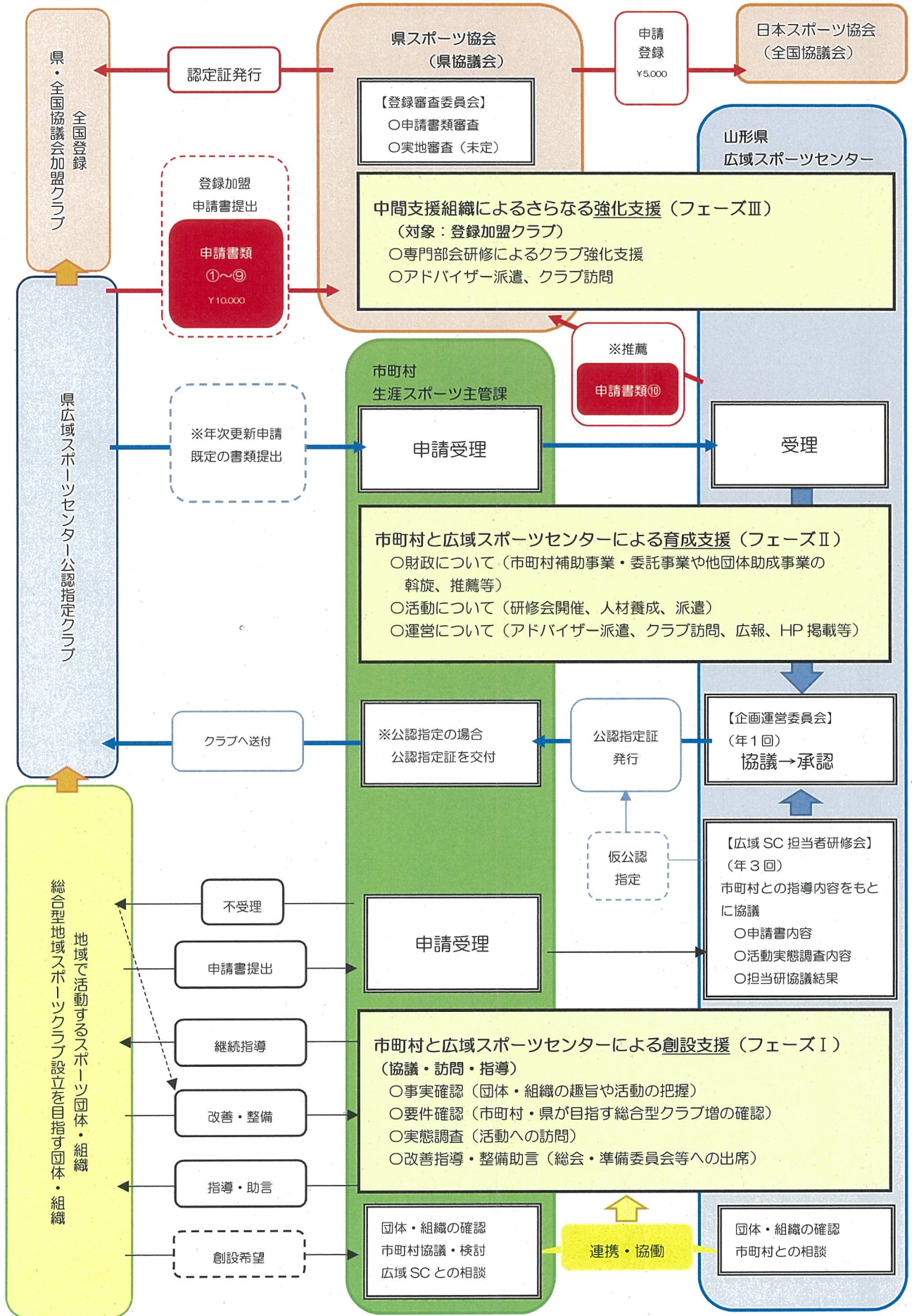
### （４）年間活動計画を持つクラブであること

- ア) 地域住民のニーズを踏まえた複数のスポーツ種目がある
- イ) 多世代が参加可能なプログラムがある
- ウ) 定期的かつ計画的な活動がある

### （５）年間収支計画を持つクラブであること

- ア) 年間収支予算書及び決算書を作成している
- イ) 会費を徴収している
- ウ) 会計について（年度、責任者）明記されている

# 山形県総合型地域スポーツクラブ支援～創設・育成から登録認証・強化まで～



様式1号

山形県総合型地域スポーツクラブ公認指定申請書

年 月 日

山形県広域スポーツセンター

《申請者》

団 体 名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

山形県総合型地域スポーツクラブ公認指定について、次のとおり申請します。

団 体	ふりがな 団 体 名	
	所 在 地	
代 表 者	ふりがな 団 体 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	e-mail	
活 動 状 況	設 立 年 月 日	
	活 動 種 目	
	活 動 拠 点	
	会 員 数	

◇添付書類一覧

- (1) 規約、定款又はそれに相当するもの
- (2) 設立趣意書その他設立総会の開催に係る資料
- (3) 役員名簿及び指導者名簿
- (4) 当年度の事業計画書及び予算書
- (5) 前年度の事業報告書及び決算書（活動実績があれば）
- (6) 組織図その他の事務局員、指導者等の配置状況が分かる資料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める書類

